

第八十四回 参議院内閣委員会 會議録 第八号

昭和五十三年四月二十日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

四月二十日

辞任

山中 郁子君

補欠選任

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

理事

林 道君

原文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

委員

岡田 広君

源田 実君

竹内 潔君

林 寛子君

野田 哲君

山崎 昇君

黒柳 明君

森田 重郎君

国務大臣

国務大臣 稲村佐近四郎君

政府委員

總理府恩給局長 小熊 鐵雄君

事務局側

常任委員会専門員 首藤 俊彦君

説明員

總理府恩給局恩給問題審議室長 手塚 康夫君

大蔵省主税局税制第一課長 矢澤富太郎君

厚生省年金局長 金課長 長尾 立子君

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事原文兵衛君委員長席に着く〕

○理事(原文兵衛君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員長が所用のため委員会に出席できませんので、私がかわって委員長の職務を行います。

委員の異動について御報告いたします。

本日、山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

○理事(原文兵衛君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲村總理府総務長官。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者等の遺族、傷病者及び高齢者の処遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の一層の充実を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十二年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十三年四月から、恩給年額を約七％増額しようとするものであります。

また、公務員関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等につき、同年六月からさらに特別の増額を行い、公務員扶助料については遺族加算を含み年額八十五万二千円を保障することとしたしております。

その第二点は、普通恩給等の最低保障額の増額であります。

これは、昭和五十三年四月から、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を六十二万二千円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶恤料の最低保障額を引き上げるほか、同年六月から、六十歳以上の者または寡婦加算の対象となる子を有する妻に支給する普通扶助料の最低保障額について特段の措置を講じようとするものであります。

その第三点は、寡婦加算及び遺族加算の増額であります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算及び公務員関係扶助料を受ける者に係る遺族加算の額を引き上げようとするものであります。

その第四点は、旧軍人等の加算恩給の減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給する加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合に、減算を行わないこととしようとするものであります。

その第五点は、介護を要する重症者に対する特別加給の増額であります。

これは、第二項症以上の増加恩給または特別傷病恩給受給者に給する特別加給の年額を十五万円に引き上げようとするものであります。

その第六点は、長期在職の老齢者等に対する算出率の特例措置の改善であります。

これは、七十歳以上の者、妻子及び傷病者に給する普通恩給または扶助料について、その算出率の特例措置における三分の二に係る年数の上限

を十三年に改善しようとするものであります。

以上のほか、扶養加給額の増額、短期在職の旧軍人等に対する仮定俸給の改善、普通恩給と併給される傷病年金の減額制の廃止、断続実在職年三年以上の旧軍人に対する一時金の支給等所要の改善を行うこととしております。

なお、以上の措置については、公務員給与の改善に伴う恩給年額及び扶養加給額の増額並びに普通恩給の最低保障額の増額は昭和五十三年四月から、その他の改善措置は同年六月から、ただし、加算恩給に対する減算率の緩和及び旧軍人等に対する一時金の支給については同年十月から、それぞれ実施することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

なお、この法律案では、公務員の給与の改善に伴う恩給年額の増額等の措置は、昭和五十三年四月一日から施行することにいたしておりますが、衆議院において、これを公布の日から施行し、本年四月一日から適用することに修正されております。

よろしくお願いをいたします。

○理事(原文兵衛君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹内潔君 私は、これから特に旧軍人の普通恩給について政府の御見解をただしたいと思っております。

ここ数年、当局の非常な御努力によりまして、著しい改善を見ましたことは大いに評価をしております。しかし、戦後すでに三十数年を経過した今日、恩給受給者も亡くなる方が非常に多くなつてまいりました。旧軍人の普通恩給受給者も現在百二十万人ぐらいたと思います。その恩給金額は

約三千億円。全恩給受給者が二百五十万ぐらいだおいてと思ひますが、その全恩給金額が一兆二千億円になる。そういったしますと、普通恩給受給者の数は大体全受給者の約二分の一、それから金額にして約四分の一、そういったしますと、一人当たりの一年間の受給金額が約二十五万円であります。これらは遺族の方の公務扶助料とか傷つた方の方の傷病恩給が優先的に処遇されることはもう当然でありますけれども、一人当たり年額二十五万円、月額にして二万円強ということはおもひに無難に出る老齢福祉年金でも五十二年度においては十八万円ということでございますので、二十五万円という平均受給額は適正なものとは思われないうけであります。

国に青春をささげた旧軍人もすでに受給者の平均年齢が六十二、三歳になっていゝと思ひます。しかも、二十八年まで旧軍人の普通恩給は停止されていゝました。二十八年に復活したものの、戦前の既得権者として長期に職者だけが復活した。大半の方が三十六年の加算を認められて受給権者になったという実情を見ますと、余りにも低額ではないかと私は思ふわけなんです。そこで長官、その辺の金額との感じと申しますか、一遍長官の御見解をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(小龍雄雄君) ただいま先生お示しの金額でございますが、多分昭和五十三年度予算の初年度分の予算で計算された額かと思ひますが、これは平年度化しますともう少し、いま二十五万と先生おっしゃったのが二十六、七万ぐらいになるんじゃないかと思ひますが、いずれにしてもその額は余りにも少な過ぎるのではないかと、こういうお話をございしますが、先生もうすでに御承知のように、軍人恩給というのは各階級ごとに定められた仮定俸給と、その在職年限、これによって決められていくわけございまして、在職年限につきましても、御承知のように加算年が入つてゐるわけございまして、実在職で考えますと最短三年からあるわけございまして、非常に短い職

の方、そして仮定俸給の非常に低い方、こういう方が恩給年額として非常に少ないということはある程度やむを得ないんじゃないかと、このように考へておるわけございしますが、ただ、先生いまおっしゃいましたように、国にその青春をささげて非常に苦勞された方々、この方々の老後の生活の支えをという機能を果たすという意味からは、やはり余り少ないというのはいかにかということでは、これらの給付の改善ということにつきましては逐年行つてまいつておりまして、特に四十一年以降最低保障額という制度も導入いたしましたので、かなり水準は上がつてきてゐるんじゃないかと、このように考へるわけでございます。

○竹内潔君 いまの御説明で、確かに仮定俸給、その他三年の実役のような方もおいでになるといふことはわかりますが、そこで私、恩給と年齢の關係につきまして、現在の恩給法からして御意見を伺いたんでございすけれども、恩給の精神と申しますか、本質といふますか、恩給が年齢によつて異なると思ひますか、そういう点につきまして若干私は疑問を持つわけなんです。旧法にも新法にも若年停止といふものがあるわけだ。四十五歳—五十歳—五十五歳、それぞれ五〇%、三〇%減額される。私はこの規定はそれなりに理解できると思ひます。しかし、戦後すれども三十三年も経過いたしましたして、もはや受給者の中にはこの若年停止によつて減額されるという方はもうほとんどなくなつてしまつた。しかも新法においては、また五十五歳とか六十歳とか、六十五歳、七十歳と、五年刻みに減額の規定があるわけだ。たとへば仮定俸給とか、また加算減算とか、非常にこれは恩給の根本に触れるようなものが五歳刻みで規定されてゐる。ここに私は現在の恩給における、ささきの御説明にもありますけれども、低額という原因があるのではないかと。考へますれば、これは若年停止の延長と言つてもしょうがないんじゃないかとさえ思ふんですが、恩給と年齢の關係につきましてどういふうな考へを持っておられますか、ちょっとお聞

きたいと思ひます。

○政府委員(小龍雄雄君) 戦後の軍人恩給につきましては、先生も御承知のように、二十八年までの空白期間とか、あるいはその後、未規定者の加算年を加へるとか、こういったことで非常に大きな変遷をきてきております。また非常に激しい社会的、経済的変動といふますが、これに伴ひましていろいろな改善措置あるいは改定措置が行われてまいつたわけでございます。これらの改定措置といふのは、やはり当時の国民的な要請というものが、やはりいま申し上げたような非常に激しい経済的な変動といふものに伴ひまして、やはり経済的、社会的に非常に弱い立場にある老齢者あるいは戦傷者、こういったところに非常に大きく向けた改定措置が、老齢者の救済といふますが、これが主眼になってゐたんじゃないかと思ひます。老齢者に対して手厚く処遇してまいつたわけでございます。私、ただいま先生の指摘された非常に若年の者が制限を受けてゐるんじゃないかと、これは戦前になつたものだから軍人恩給の本質に反するんじゃないかと、こういう御説のように伺うわけですが、それはそれなりに私理解できるわけでございますが、しかし、ただいま申し上げましたように、これを若年の制限と考へるのか、あるいは老齢者を優遇した結果その間に差ができたとか考へるのか、その辺がちょっといろいろ問題があるんではないかと、このように考へるわけでございます。まして、老齢者を優遇した結果のそういう若年者ととの差、これができたから直ちにいまの恩給制度といふものがその精神に反してゐるんだと、このように私は私考へない、こう思ふわけでございます。

○竹内潔君 いまおっしゃつたように、確かに老齢者優遇といふことはわかるんです。わかりませんが、たとえば仮定俸給の問題とか、加算減算率の問題といふものは、これはある意味においては受給者がひとしく私は平等でなければならぬ問題だと思つておるわけだ。そういう点において差があるといふことは、単に老齢者優遇といふことでは済まされな。私は老齢者優遇といふことは非常に大事なことであるし、当然それはやつていただかなきやならぬ。しかし、その基本になるものがいわゆる平等を欠くといふことに問題があるんじゃないかと、こう思つてゐるわけだ。そこで、以下数項目にわたつて具体的な御質問をしたいと思いますけれども、まず仮定俸給でございます。

申すまでもなく仮定俸給というのは、これは恩給を計算する基本でございます。この仮定俸給が、いま申し上げた年齢による格差があるといふことはどうも私は納得できない。現在もまだ、しかも特に旧軍人恩給から言うならば文官との間に格差がまだあるのではないかと、こういうふうにお聞きをしております。確かには二十八年から数回の手直しはなされてゐる。まあこれはいろいろ議論が分かれるところかも知れませんが、やはり私は格差があると思つてゐるわけだ。特に私、最近の例をいたしましては、四十八年でございますが、文官の長期に職者の七十歳以上の方を一律の四号俸上げた。この点につきましては、ごく最近でございますし、明らかな私これは格差だと、こう思つてゐるわけでございます。この辺についてはいかかなものでしょうか、この辺のひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小龍雄雄君) 旧軍人と文官との恩給額の格差の問題でございますが、先ほども申し上げたかと思ひますが、旧軍人の恩給額というのは、大体階級に應じた一定の仮定俸給、これに基づいて戦前から計算されておつたわけでございます。また、文官につきましては、その方の実俸給を基礎として計算されてまいつたわけでございます。したがらして、格差の話は別として、旧軍人と文官とが必ずしも一定でなければならぬ、あるいは一致しなければならぬといふたてまえのものではなかつたんじゃないかと、このよ

うに考えるわけでございます。ただ、先生いま御指摘のように、旧軍人と文官との間には確かに格差がございました。しかし、これも昨年からの一号俸アップとか、あるいはことしも大尉以下の一号俸アップ、こういったことによりまして、大体短期の方についてはこの計画をもう少し推し進めればなくなるんじゃないか。短期の方と申しますのは、先生も御承知と思いますが、大体軍人恩給を受けておられる方の九五%以上を占めておるわけでございまして、この方についてはもうちょっと努力すればなくなるんじゃないか、私このように考えております。ただ、長期につきましては、いま先生も申されたように、文官について四十八年、それから五十二年、大きな是正を行ってあります。これは是正は、別に軍人との差をつけるための是正ということではなくて、文官同士の年次別格差、文官同士で、昔やめた人と比較的新しくやめた人、この人との間の格差を埋めるといふ趣旨で行われた是正でございます。この結果、確かにおっしゃる様に長期についてはかなりの格差があると思ひます。しかし、先ほど申し上げましたような趣旨で、九五%以上を占める短期については、しかもこれらの軍人さん方は非常に低い恩給でございますが、この方々についての格差はもうなくなつたと言つてもいいんじゃないかと、このように考えております。

○竹内潔君 いま、文官同士の長期の方の年次別格差をなくすということは私もわからぬわけじゃないんです。しかし、それはやはりどうしても格差というものをなくすというのは、低くするわけじゃなくて高く持つていくと、そうなる、やっぱり全般的にも上がるという感じも持たれるわけですね。この辺、これは議論の分かれるところですが、ひとつ御検討を賜りたい点なんですけれども、あると思ひます。

それから、九五%以上が旧軍人では短期なんです、それがそれに比しまして、文官の方というのはほんのわずかが短期、短期で見合つていふと言つても、これは何かちよつと私どもといひま

ては、どうも長期はあるけれども短期はない、このおっしゃるところに旧軍人の大半の受給者といふものは、何かそこに意図的と申しちゃいけませんけれども、考えさせられるものが私はあるんじゃないか。これはなかなか議論が分かれまゝで、これ以上、いま申し上げる時間もございせんので申し上げませんが、その点のところはどうもそういうような感じがいたしてなりませんので、ひとつ再度また御検討を賜りたいと思つてございまして。

おっしゃつたように、確かに旧文官との間はいま申し上げたとおりでございますけれども、旧軍人の中にも実はあることも事実でございます。まして、それは御説明ありましたように、去年、五十二年度からすけれども、一号俸ずつ上げて、しかも六十歳以上上げていかれました、ことしこれが法案が通りますと、各階級とも一号俸になつていくわけで、確かに大きなこれは御努力に対する評価をするわけで、しかし、この中で私一つ特別のケースかと思ふんですけれども、一般的には、いま申されたように六十歳以上で大体長期、短期はなくなつてくるということでございますけれども、旧海軍の特務士官、これは御承知のように、かつて特別なやつぱり俸給体系においては処遇された方でございます。それが現在非常に一律になつていくところ、私自身も問題あるんじゃないかと思ふし、その勤務年数からいひましても、何かこれを同じように見るといふことは若干私は平等を欠くような気がいたしますが、この辺ひとつどう御見解でございますか。

○政府委員(小黒鐵雄君) ただいま先生御指摘の問題は、旧海軍におきましての一般士官と、それから特務士官、この間の格差というふうなお話ではないかと思ひますが、御承知のように、かつて旧海軍では一般士官の方は特務士官に比べ非常に俸給そのものは低かつた。それが昭和八年だと思ひますが、仮定俸給が定められましたときに、少尉は少尉として一律の仮定俸給になつてしまつた。そこに問題があるんだらうと、このように考

えるわけですが、先生も御存じのように、旧軍人の恩給につきましては、ずっと以前は階級と勤務年限、これに對應する恩給額そのものが一律に決まつておつたわけでございまして、その後、先ほど申し上げましたように、これが各階級ごとの仮定俸給、これによつて計算する、こういうシステムになつたわけでございまして。これが昭和八年に制度改定されて以来、今日まで戦前戦後を通じて四十数年間こういったシステムでまいつておるわけでございまして、いまおっしゃつたような特務士官の方に何らか特別の処置をするということ、この辺ももう少し私も研究してまいりたいと、このように考えておるわけでございまして。

○竹内潔君 なかなかこれはむずかしい問題でございますので、時間もございませぬのでこの辺でとどめますけれども、ここ数年、仮定俸給も合めて恩給全般の調査をするということ調査費もついておりますが、ひとつその点、調査結果が出ておられれば後日結構ですがいたしたいと思ひますし、また、その調査過程にあるということでございます。いましら一連中間的な調査の結果をわかれば一通お知らせしたいと、こう思ひます。

○説明員(手塚康夫君) 先生ただいま御指摘になりましたように、五十年からでございますが、調査研究費というのを計上しております。これはかつて恩給審議会というふうな審議会という御検討いただいたこともございまして。いま政府の責任でやつていくという姿勢をとつてゐるために、やはり理論的にもいろいろと研究し、あるいは必要な調査をしていかなければいけないのじゃないかというところで、今度の予算案におきまして約四百萬計上してゐるわけでございまして。ただ、これはいろいろな問題を抱えておりまして、主として研究が主になります。たとえば仮定俸給の問題、いろいろ問題があるのではないかと、ただ、その歴史的な経過自体なかなかわからない点がございます。たとえば明治二十三年の軍人恩給法から大正十二年の現在の恩給法、先ほど局長申

しましたように、階級別、年数別に決められた恩給額そのものが定められていた、それがどのような形で増額されたかといふのはなかなか資料的にわからない点がございます。そういう点を広く深く研究していただくことでございまして、端的なあれは出るかと、中間で報告できるといったものでは残念ながらございませぬ。念のために申しますと、仮定俸給部会が端的にやらなければいけないものが、現在、恩給のベースアップ、人事院勧告を基礎としております。したがって、人事院勧告が出ますとすの草々の間にそれを分析いたしましたして、そこから資本を求めるといふことをこの数年やつておるわけでございまして、この部会ではそれが常に最も緊急な問題として研究しておるところでございます。

○竹内潔君 事情もわかりますけれども、やつぱり仮定俸給といふのは一番恩給の基礎になるものですから、ひとつ十分その点は納得のいくような御調査を賜りたいと、これだけお願いしておきます。

次に進ませていただきます。次は加算減算の問題なんです。私は普通恩給の中で、仮定俸給の三分の一、これが私は恩給の最低である、こういうふうな思ひ方です。しかし、戦前の恩給法になつた加算減算が新法において出てきたわけなんです。戦前戦後、戦争公務という生命を危険にさらした勤務こそが他の公務には見られない軍人の勤務の特色だと思ひます。しかるがゆゑにこの加算制度というものを私は生んだのではないかと申すわけであります。その意味では加算こそが軍人恩給の生命と言つても過言じゃないと思ふ。しかるに戦後、いま申したように、軍人恩給に關しまして加算どころではなくして減算率もある、しかしその後の改善によりまして、六十五歳以上といふものは現在加算が認められてゐる。しかし六十五歳以下は、さききの年齢でございまして、依然として加算どころじゃない、減算率が見られる。しかし五十三年度の改善案の中には、六十歳以上の

減算率を撤廃すると、非常に結構な改善を見たわけでございますが、そういうわけで、まだある。そうして、その加算というものが、私の知る範囲においては軍人は六十五歳以上が認められている。しかるに文官においては年齢のいかにかわらぬ認められている。非常な格差があるのじゃないかと私こう思っているわけですが、大体加算というものが軍人恩給から発生したものであるにかかわらず、文官は認めていて軍人には一部しか認めていない。大変おかしい。しかも、それにいま申したように五十五歳、六十歳、六十五歳といったように減算率があるために、現在最低でやるべき恩給が三分の一になっている、こういう実情でございます。大変私この減算率というのは遺憾な制度だと思っております。何としてもこれを一日も早く撤廃していただきたい。そして加算を認めていただきたいというのが申し上げる点でございます。

そこで、一体なぜ軍人には六十五歳以上で加算を認めていながら文官だけは年齢のいかにかわらぬ認められているのか、その辺のところを一遍御説明願いたいと思うわけであります。減算率とあわせてひとつ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(小堀鐵雄君) 加算年に対する減算措置と申しますか、それはもう先生十分御承知のように、またいまおっしゃられたように、戦前は加算年を全部入れておたつたわけでございます。二十八年に軍人恩給が再出発いたしましたときに、この加算年というのを単に資格年としてだけ認める、しかも金額計算の上では減算を行って実在職年が最低恩給年限に達しない年数分だけある率で減額していく、こういう措置がおこなわれておたつたわけでございます。この減算措置というのが二十八年当時どうしてとられたのか、余り詳しい事情はちょっとわからないのですが、余り詳しい事情として推測いたしますのに、加算年というものの考え方、これが二十八年、戦争が終わって八年たった当時、軍人さんとして非常に危険な戦地その他で苦勞されたということはあったわけですが、

が、これがやはり何といひますか、国民的な規模で非常に広範な戦争犠牲性というものの中にあるいは影が薄くなったというか、埋没したというか、そういうような感じがあるいはあったのではないかと、これは個人的な推測でございます。また、当時といひますか、現在でもそのようでございますが、アメリカにはこの加算という制度がない、こんなこともあるいは影響したのではないかと、いかに考へておるわけでございまして、いかにいかにしても、二十八年には全くこの加算年というものは資格年限だけでしかも減算をつける、こういう制度になり、恐らく当時の国民的な何といひますか、コンセンサスといひますか、国民的な考え方があるいは先ほど申し上げたような社会的な経済的ないろいろな基盤が変わつてきたといひます。ただ、その後、軍人恩給というもののあり方、あるいは先ほど申し上げたような社会的な経済的ないろいろな基盤が変わつてきたといひます。ただ、その後、軍人恩給というもののあり方、あるいは先ほど申し上げたような社会的な経済的ないろいろな基盤が変わつてきたといひます。ただ、その後、軍人恩給というもののあり方、あるいは先ほど申し上げたような社会的な経済的ないろいろな基盤が変わつてきたといひます。

○竹内潔君 ただ、私いまの御説明わからないわけじゃないのでございまして、これは銘記していただきたい。そういうことで、何としても、九五%以上が減算によつて恩給が減額されているというところをひとつ御銘記願つて、この改善に全力を挙げていただきたいということをお願いしておきます。

時間もございませんで次に参りますが、次は最低保障の問題についてお聞きしたいのでござい

ます。最低保障というものができた目的と申しますか、それは少額の恩給受給者をば底上げして最低金額を保障しよう。私は大変結構な制度だと思つております。ところが現行規定では、実役十二年以上、九年以上または九年未満と、こう三分されてゐる。しかもその金額の配分比率が一〇〇、七五、五〇でございます。こういうところ、本来この制度が低額の恩給受給者を救済するためにあるにかかわらず、長期に職者に比して、救済される恩恵と申しますか、その比率が少くないということがあると思つたのです。そこでまず第一点、なぜ九年で線を引いたか、そして一〇〇、七五、五〇というふうなこの比率配分をしたかというところを一遍御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小堀鐵雄君) 最低保障制度でございますが、これが四十一年に初めて制度化されましたときは、すべて長期に職者だけに限られておたつたわけでございまして。ここでもやはり加算年というものは対象されておたつたわけでございまして、これも御存じのように、四十九年に老齢者優遇という趣旨も含めまして、実在職年が最短恩給年限に達しない方にもこれを及ぼすという形に改められたわけでございまして。その際、九年以上、それ以下の区分をつけたのはどういふ理由か、この御質問かと思ひますが、最短恩給年限未満の方をそれ以上の方に準じた扱いをしようという際、この準じたというのをどの程度にするか。

これは冗談に、この準じた扱いというのは恩給では大体七五%というふうなことがよく笑ひ話に出るのですが、十二年の七五%、九年というふうなこともあったかと思ひますが、やはりこれは何といひますか、実態を踏まえた政策的な判断といひます。か、こゝういふことであつたと思ひます。したが、いま私としましては、この九年というものが合理的な根拠というものが本當に求められるのかどうかという点については、いささかじくじたるものがあるわけでございますが、いま申し上げましたように、これは当時の実態を踏まえて政

策判断を下したということではないかと思ひます。したが、いまして、先生のいまの御意見十分拝聴いたしましたので、一体本當にもつと合理的にそういった切り方というものが考えられるのかどうか、この辺ももう少し勉強してみたい、このよう思つております。

○竹内潔君 いま、合理的な根拠が九年で切つたのにあるかどうかという点に対して、局長も明確なる根拠というものを示しにならなかつたんで、私もさうだと思つてゐます。そこで、最低保障という制度は、さき冒頭に申したように、非常にいい制度であることは私も十分認めます。ですが、ただ、軍人恩給というものが階級とか勤続年数によつて恩給計算の基礎をばしつと出してゐる、そういう点が現在も依然として受給者の中には一つの誇りになつてゐるわけでございます。それがこの最低保障によつてある程度大まかに三分されたために階級と勤続年数の意味が薄れてきてゐるわけですが、これは事実です。この辺に若干誇りに対する不満といふものがあることもまた事実でございます。それと同時に、たとえば長期、それから九年から十二年の間、また九年以下、こゝういふふうに分けて毎年同じ率でベースアップされてゐるわけですが、ですから、同じ率を掛けるものでありますから、その間の三分の二の差がだんだん開いてしまつたわけですね。去年は、仮に言ふならば九年以上の方が十三万幾らだつたと思ひます、九年を境にして九年以上と九年以下は、まあ十四万ですか、こゝしは十五万ぐらゐになつてゐる。このままの方式でいひますと、やはりさういふ不合理性も出てくると思ひます。そこで私、いま御検討されるところと思ひます。そこで私、いま御検討されるところと思ひます。そこで私、いま御検討されるところと思ひます。

か、何かより合理的な手法といふものはないものか、そんなことを考へるわけですが、たとえばそこで、一つはもう少し細分したらどうかといふ考え方があります。たとえば、いま九年、十二年と、

○竹内潔君　確かに当時の貨幣価値、いまの貨幣価値で十五分の一割っているんですから、それはもう違ふことは事実でございます。しかし、これは十五分の一というのと、別にこれ十五回完納したらもう終わりだということじゃないことも私承知しておりました。しかし、もうすでに十六、十七回になっておりますので、この点はもう受給者の氣に持たしてありますでも、これが一生続くのかということは、やはり恩給をもらったあたりがたみというものはもう非常に違ふと私は思うんです、はっきり言つて。何かそこに二千元、三千元引かれて

いること自体が、金額の問題じゃなくて一つのこ
れは気持ちと申しますか、そういう点もあると
思いますので、どうぞひとつこの点は十分御検討
賜ってお願いしたいと思います。

次は、厚生省の方おいででございましょうか。――実は老齢福祉年金の問題について若干お伺いしたいのでございます。

私も、老齡福祉年金が、いわゆる年金の谷間と申しますか、明治三十九年以前生まれの方でございしますが、七十歳以上になった場合に、恩給も年金も何もない方に老齡福祉年金を支給するということとでこの制度が発足したことは大変結構なことと申したと思うんです。そこで、いま申したように、恩給とか年金をお持ちになる方はこれは併給できないわけでございますね。私ここで思いますことは、一体恩給は何かということをお願いします。き、恩給はまあ歴代の長官もまた御答弁になっていくように、やはり法律にはございせんけれども国家補償ということでは来ているわけです。しかし、老齡福祉年金はこれは無拠出でございしますし、まあさき申し上げたようにもうことしでも十八万円、またさらに千五百円プラスされるわけですが、もう二十万近くになっている。恩給はさき申ししたように、まだ平年度で二十六、七万円だとおっしゃいましたけれども、その程度なんですね。それで国家補償として恩給は来ている。片一方は、まあこれは私、老齡福祉年金を批判するわけじゃございせん、結構な制度なんですから、それと、純然たる社会保障であつて、これが併給できないということは私は国家補償と社会保障の混同ではないかと思うんですが、この辺いかがでございませうか。

○説明員（長尾立子君） お答え申し上げます。

いま先生お話ございましたように、国民皆年金になりましたときに福祉年金という制度をつくりまして、年金制度の網の目から漏れておられた方に何らかの形で年金を差し上げると、こういう形でそもそも充足したものでございます。そういう意味では、すべての先行いたしますいろんな年金

制度、私どもの方からいたしますと、その目的といえますよりも、ある意味では機能といえますか、その制度の効果ということに着目せざるを得ないと思うのですが、すでにございまして幾つかの年金制度から給付を受けておられます方につきましては、御遠慮いただくという考え方をとらざるを得ないというふうに思っておるわけでございます。先生お話し、国家補償ということに着目するならば併給をしてもいいではないかという御意見でございますが、まあこれは先生よく御承知だと思っておりますけれども、純粹な形で戦争による戦死をされた方の御遺族、または戦争によりまして傷害を受けられました方につきましては、御承知のようにこれは完全併給をいたしておるわけでございまして、私どもとしては現段階で、国家補償というものと福祉年金とのお互いの関係ということにつきましては、こういう形の割り切りということが妥当なのではないかというふうに思っておるわけでございます。

○竹内澤君　いま御説明ありましたように、その公務扶助料と、それから傷病恩給については大尉以下に併給されているんです。私もその点戦争で亡くなった方、傷つかれた方、これは例外規定として認めていただくことには、これは本当に敬意を表するわけですが、しかしやはり、こちら命をかけて戦場にあつた者があるわけですね。それで、この方たちは大体においていま国民年金にも入れなかった方が多いんですよ、そうすると恩給だけだという方なんです。そうなるのと、それは確かに戦死された方の遺族の方、また傷つかれた方、同じというわけにはいかぬと思いますけれども、やはり筋論から言うならば、私はちょっと片手落ちじゃないかと思つてゐるんですが、いかがでございましょうか。

○説明員(長尾立子君) 私ども、福祉年金の他の公的年金制度との伴給につきまして原則的なことを申し上げたわけでございますが、現実問題といたしましては、公的年金制度、私どもが所管いたしましたしております厚生年金等におきましても、少額の

年金しか受け取れないという方もございます。こういった実態に着眼いたしまして、ある程度の限度額を設けまして併給するという考え方をとっておるわけでございます。ただいま先生、その軍人の方の少額の年金というものと併給をしてはどうかという御意見であろうと思うのでございますが、まあこれ、国民全体の立場から考えますと、たとえば軍需工場等で非常に御苦労をいただいた方、これは私もから言いますと、多分厚生年金の受給者であられたという方でございます。こういった方々と、私もはその年金制度を扱っております立場からはなかなかその差をつけがたいということがあるわけでございまして、ある一定額ということを目途に併給を考えていくということにならざるを得ないのではないかと、こう思っています。

○竹内潔君　まあ御説明わからぬわけでもないんですけども、しかし、やはり旧軍人恩給の普通受給者の中で、もう何もありませんね、恩給だけだと。そのために、若干いまおっしゃった当局の方にも、まあ片方は大尉以下に併給しているということからして若干じくじたるものがあるということなんです。そのために、私は併給制限額というものを設定された、言うならば中間の方策だと思

思っているんです。で、五十二年で三十三万円、ことし三十七万円に上げられた、かなりの私増額を見て大変結構なことだと思う。しかし、原則としてはやっぱりどうしてもこれは併給すべきだと思ふんです。大変財政的には大きな金額になります。しかし、これはもうふえていく年金じゃございませぬ。老齢福祉年金、減る一方だと思ふ。まだこれからなる方もおりますけれども、しかし一定の限った方ばかりですね。そうなってくると、後から後から続くものじゃない。そういうことかからいたしますと、この際、やっぱり国家補償という普通恩給、それから社会保障は老齢福祉年金、これは併給するということでぜひお進め願いたいと思ふんです。ですから、いま言った中間的な併給制限額をおやりになっているということはわか

るんです、よく。わかりますけれども、何か私はその点につきましては一つ筋が通らないものがあると、こういうふうに思うわけですが、まあ時間もございませんでこの辺にいたしますけれど、どうぞひとつその点は十分お考えいだだきたいと、こう思います。

次にこの改善実施の時期の問題につきまして一言お伺いしたいんですけれども、まあ大変御努力によって毎年一カ月ずつ繰り上げてきて、やつと四月実施という年度当初実施にまでござつていただいた、大変これはもう御尽力多といたします。しかし、それでもまだ一年の開きがあることはもう御承知のとおりでございます。それにまた、ことし五十三年度に見られたように、六月、十月というふうにその他の項目の改善実施時期がずれている。やはりこれは現在の国家公務員の給与のベースアップと一年おくれているんですから、この辺、私聞きますところによると、きのう衆議院の方においても附帯決議がついて実施時期を四月にそろえてくれと、そういうことを私からもお願いすると同時に、ひとつ何らか一年のおくれというものをカバーするということを一遍御考慮願えないか、こう思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(小熊鐵雄君) 四月、六月、十月実施を全部四月にそろえるというのが一点と、四月をさらに一年おくれを取り戻せと、こういう二点かと思いますが、先生御承知のように、六月実施を四月に繰り上げることと要する経費、それと中身を非常に手厚く濃密にするという経費、これを一体どう考えていくか、ここで二カ月早めて中身を薄くすれば平年度化もずっと低くなるわけですので、その辺の兼ね合いいろいろ検討して、今、そろつたわけでございまして、この辺ひとつお認めいただきたいと思いますが、さらに四月をもっと繰り上げるということにつきましては、これはまあほかの年金等との並びもありますし、それから年度を繰り下げて前年度に金を払うというような

ことの技術的な問題もあるかと思いますが、先生おっしゃいましたように衆議院の附帯決議もついておりまして、私どもも今後十分検討していきたい、このように考えております。

○竹内潔君 それではひとつ最後の質問に移らしていただきますけれども、最近公的年金の見直しというところが非常に言われているわけでごさいます、社会保険制度審議会とか年金懇談会とかから出されている中間報告の中にも、基本年金という考え方がかなりクローズアップされてきているわけですが、ここで私一番問題にしたいところは、さっきから申し上げている国家補償である恩給を、もしか、これは将来の問題ですけれども、なった場合に、この年金手直しのできたものとの間にどういうふうな位置づけしていくか、こういうことを実は非常に心配すると同時に、一遍御見解をお聞きしたいと思っておりますが、これは恩給局の側からこちらの方か——恩給局じゃひとつ。

○政府委員(小熊雄雄君) 先生おっしゃいましたように、最近基本年金構想といいますが、これが議論されているところでごさいます、まあこれにつきましては、私、公的にもあるいは私的にも非常に関心を持っておりまして、今後の成り行きを注目していきたいと思えます。ただ、いまの段階ではどうこうというところは申し上げる段階ではないと思えます。

先ほどの御質問でございますが、将来問題が具体化するような段階におきましては、もちろん先生おっしゃいましたように、恩給というものが非常に国家補償的な性格を持っておるものでありますし、そういったほかの年金との違いというものもあるかと思えますが、そういったものを踏まえながらひとつ慎重に対応していく、こういう態度でまいりたいと思っております。

○竹内潔君 この問題につきましては、恩給受給者の間に私は非常に関心があると思えますので、ぜひひとつ国家補償である恩給を社会保障の中に

埋めしないであらうか、これはもう切なる願いでございまして、どうぞひとつその点を十分御認識の上、将来の問題ですけれども御対応願いたい、こう思っています。

これで私の質問終わりますが、最後に長官、全般的にひとつ御見解を賜って私の質問を終わりたいと思えます。

○岡田広君 私は、ただいま竹内委員からの質疑がございまして、それに関係のない二点について大蔵省と大臣にお尋ねを申し上げたいと存じます。

一つは、所得税法をずっと見てみますと、恩給、年金は所得税法の対象だと、しかし、恩給の一部に対しては源泉徴収を現在やっておるが、公的年金については附則第二十五条で、それによって免除してあると、どうもそういうのについて不公平があるのではないかと、これが私の大蔵省に対する質問の要旨でございます。

そこで、私の考えを整理する意味合いにおいて恩給局長に一つお尋ねをしておきたいと思えますが、恩給受給者というものはいずれも老齢者でございます。そのような老齢者が老後の生活保障として恩給というものを非常に大切にいたしておるわけでごさいます。そこで、法的な見解は、これは御無理と存じますが、一般社会通念として恩給は老後の生活保障なのかどうか、そういう点についてひとつ恩給局長の私見で結構でございますから、一応お考えをひとつただしておきたいと思えます。

○政府委員(小熊雄雄君) 恩給の性格といえますか、意義といえますか、これは先生いまおっしゃ

いましたように法律の上できちっと決まっておるようなものではないと思えますが、いま私見と申されましては、私自身の考えを申し上げますと、恩給というのは、先ほど大臣の方からも言いましたように、非常に厳しい条件のもとで長年公務に励んだ方に対する国家補償ということ、その方が退職された後、生活の支え、適正な生活の支えとして機能していく、こういうふうに考えておりますので、私どもの改善措置等におきましてもそういった面を非常に強く受けとめて改善措置を行っていくというのが恩給のいまの制度のあり方ではないかと、このように私自身考えております。

○岡田広君 厚生省から見えてますか、だれか。さっきの年金課長帰っちゃいましたか。——じゃ結構です。

大蔵省ね、恩給局長は、法的な見解において恩給が老後の生活保障であるということは的確には表示されませんが、私見として一応そういうような一つの性格のものであらうといううな意味に聞き及んだのでございまして、所得税法の第二十八条に、課税対象としての給与所得と、この条項には恩給、給料、恩給に係る所得というところ、こう書いてございまして、恩給は含まれておりますね、所得と。

○説明員(矢澤富太郎君) 仰せのとおりでございます。

○岡田広君 それでは、恩給の中で源泉徴収を免れている恩給はどういうものでございましてか。

○説明員(矢澤富太郎君) 若干技術的なことになって恐縮でございますが、恩給はかなり昔から給与所得として税制上扱ってあります。それに対して共済年金等戦後出てきたものはまだ未成熟の時代がございまして……

が、共済年金はまだ未成熟だった段階には雑所得という扱いをしておりまして、で、給与所得の場合は給与所得控除が働きますから課税上は取り扱いは有利でございます。ただ、そのかわり給与所得は源泉徴収を受けるという仕組みになっていて、雑所得でございまして、給与所得控除はないかわりに源泉徴収がなかったわけでごさいます。それが成熟してまいりましたものでございまして、給与所得の扱いをするようにこの二十九条でなっているわけでごさいます。その際に、今度は給与所得控除は働いてまいりますけれども源泉徴収も受けることになりまして、いままで源泉徴収がなかったものが源泉徴収を受けるということになりますと、それはちょっと急激な変化でございますから、経過措置をいたしまして、恩給以外の年金等につきましては、先生御指摘のように、六十五歳以下でございまして、現行は六十万円、それから六十五歳以上でございまして、それ以下の場合は源泉徴収をしないという経過措置を昭和三十三年に設けたわけでごさいます。したがって、私どもから考えますと、その経過措置は臨時異例の措置で当初つくったわけでごさいます。が、実はそれが二十年間定着してしまつたというところに立ち返って考えますと、先生御指摘のように恩給と共済年金の扱いが違うではないかという御疑問を持たれるのはまた当然かと私どもも思っております。

○岡田広君 まあいみじくも私の本心を読み取って、一応二十年の経過措置において若干の疑問点を持たれるのは当然だろうと、こういうお考えのようでごさいます。じゃ結論からひとつお伺いいたしましょう。

恩給でも増加恩給とかあるいは傷病年金、あるいは傷病年金、それから御遺族の受ける年金あるいは公務扶助料等は、これは源泉徴収されておりますね、それはどうですか。

○説明員(矢澤富太郎君) 仰せのとおりでございます。

求までには必ず各党が納得をできるような形で概算要求に臨む。そのときに各党の御声援というか、これをぜひひとつ御協力を願って今国会中に必ずやほり一つの結論を出すことが妥当な時期である、こういうふうと考えておりますので、責任を持って解決をする、こういうことでお答えを申し上げておきたい、こういうふうに思います。

○岡田広君 長官の誠意ある、かつまた責任ある御答弁を承りまして非常に意を強うした次第でございます。この問題については、特に野党の委員の先生方が非常に御熱心でございますので、長官から特に協力を要請されましたので、私どもも野党の委員の先生方の御指導また御協力、御鞭撻をいただいて、ともにひとつ大臣を御協力申し上げますから、ぜひひとつ実を結ぶようによろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○國務大臣(稻村佐近四郎君) 本場にどうもありがとうございまして。

○理事(原文兵衛君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十三日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

恩給法等の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

定、第二中恩給法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。附則第十三条第二項及び附則別表第七の改正規定、第五中恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。附則第十三条第四項の改正規定、第六中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。附則第十五条第二項の改正規定を除く。昭和五十二年六月一日

二 第二条中法律第五十五号附則第十四条第三項の改正規定及び同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十五条 昭和五十二年十月一日

第一条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。附則第十三条第二項及び附則別表第七の改正規定、第五中恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。附則第十三条第四項の改正規定、第六中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。附則第十五条第二項の改正規定を除く。昭和五十二年六月一日

第十三条 旧軍人若しくは旧准軍人又はこれらの

者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六(准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額)の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第七)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十二年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「八十萬四千円」とあるのは「七十四萬六千円」と、「六十萬三千円」とあるのは「五十五萬九千五百円」とする。

第三号中正誤

段行 誤

六 四 常に 正

八 四 支収い 非常に

四 六 支払い 支払い

第四号中正誤

段行 誤

二 四 まさほ まさに

三 三 ない思うと ないと思う

第五号中正誤

段行 誤

八 一 二 従来 往來

四 終わり 階段 段階

三 一 六 騰本 騰本

二 二 九 結果ら 結果から

三 終わり 心身 心神

昭和五十三年五月十七日印刷

昭和五十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T